

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から同年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和63年7月か8月頃に、A市B区役所で、主人の扶養に入ったことに関する手続の際に納めた。

私が納付した国民年金保険料は2万円から3万円の間に、申立期間のうち、一部の保険料が納付できなかったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和63年7月か8月頃に、A市B区役所で納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したと主張する時点では、申立期間のうち、63年2月及び同年3月の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみ収納できたA市では納付することができない。

また、申立人は、A市B区役所で国民年金保険料を納付した際に、「申立期間のうち、一部の保険料は納付できなかった。」と述べているところ、申立期間のうち、昭和63年2月及び同年3月の保険料は、過年度保険料であったことから、同市B区役所で納付できなかったと考えられる。

2 一方、申立人は、昭和63年7月か8月頃に、A市B区役所で、主人の扶養に入ったことに関する手続を行った際に国民年金保険料を納付したと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人が63年7月22日付けで第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人がA市で国民年金被保険者資格の種別変更手続を行っていたと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする時点では、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの保険料については、現年度保険料であり、A市B区役所で納付することができる上、申立人が納付したとする保険料と当時の保険料はおおむね一致する。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案537

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年7月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和46年7月から47年6月までの標準報酬月額については2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月19日から47年7月20日まで

昭和46年7月19日に前の職場を退職した後、すぐに株式会社AのB営業所に勤めたのに、47年7月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっており、1年間未加入となっている。同社に入社後、厚生年金保険の未加入期間は1日も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主及び同僚の証言により、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、株式会社A本社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の申立人に係る資格取得年月日欄には、昭和46年8月1日と記載されており、C社会保険事務所（当時）の同年8月31日付けのゴム印の記載が確認できる上、申立人に係る47年9月29日付けのゴム印の記載が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同報酬月額算定基礎届に申立人の氏名が記載されていることから、同年4月から同年6月までについても、申立人は当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、株式会社A本社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得年月日訂正届（昭和47年9月29日付けのゴム印の記載が確認

できる)には、「昭和47年7月20日(正)、同年8月1日(誤)」と記載されている上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、当初の資格取得日である「昭和46年8月1日」の日付が二重線で消されており、「昭和47年7月20日」と記載されていることが確認できる。このことから、事業主は本来、申立人の資格取得日を「昭和46年7月20日(正)、同年8月1日(誤)」として訂正届を提出すべきところ、「昭和47年7月20日(正)、同年8月1日(誤)」として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の資格取得日を46年8月1日から47年7月20日に訂正したものと考えられる。

また、C年金事務所D課は、「申立期間当時、厚生年金保険料は、事業所から提出された各種届書により計算していた。」と回答しており、当該訂正届には「この届は9月分の保険料で計算されます。」と記載されていることから、事業主による訂正届の記入誤りが認められるものの、社会保険事務所は、当該届出により昭和47年7月分の厚生年金保険料が新たに発生したものとして、同年9月分の保険料と合わせて事業主へ納入の告知を行ったものと推認できる。

さらに、前述の被保険者原票より、報酬月額算定基礎届に係る昭和46年10月1日の定時決定の記録が二重線で消されていることが確認できるところ、当該事業所は、「当初、昭和46年8月1日に資格取得しているので、申立人に係る同年の算定基礎届は提出していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和46年7月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和46年7月20日から47年7月20日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者資格取得確認通知書から2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の＜申立期間①＞（別添一覧表参照）及び＜申立期間②＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の＜申立期間①＞の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額①＞（別添一覧表参照）に、＜申立期間②＞の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額②＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間①>（別添一覧表参照）
<申立期間②>（別添一覧表参照）

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年1月27日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった賞与一覧表から、申立人は、＜申立期間①＞（別添一覧表参照）に支給された＜標準賞与額①＞（別添一覧表参照）及び＜申立期間②＞（別添一覧表参照）に支給された＜標準賞与額②＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 22 件（別添一覧表参照）

別添

番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間① (賞与支給日)	標準賞与額①	申立期間② (賞与支給日)	標準賞与額①
旭川 事案538		男	昭和28年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案539		男	昭和31年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案540		男	昭和33年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案541		男	昭和25年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案542		男	昭和35年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案543		男	昭和42年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案544		男	昭和40年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案545		男	昭和42年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	2万 5,000円
旭川 事案546		男	昭和49年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	2万 5,000円
旭川 事案547		男	昭和39年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案548		男	昭和53年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	2万 5,000円
旭川 事案549		男	昭和47年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案550		女	昭和53年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	2万 5,000円
旭川 事案551		女	昭和51年生		平成18年10月25日	2万 5,000円		
旭川 事案552		男	昭和39年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案553		男	昭和29年生		平成18年10月25日	5万 円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案554		男	昭和53年生		平成18年10月25日	3万 4,000円	平成19年11月22日	3万 4,000円
旭川 事案555		男	昭和59年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	2万 5,000円
旭川 事案556		男	昭和47年生		平成18年10月25日	2万 5,000円	平成19年11月22日	5万 円
旭川 事案557		女	昭和53年生		平成19年11月22日	2万 5,000円		
旭川 事案558		女	昭和54年生		平成19年11月22日	2万 5,000円		
旭川 事案559		男	昭和63年生		平成19年11月22日	2万 5,000円		

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日、資格喪失日に係る記録を35年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、33年10月から34年9月までは9,000円、同年10月から35年3月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年4月1日まで

A株式会社に勤務する前の事業所を昭和32年10月末に退職し、前の事業所の社長の紹介で、そんなに期間を空けず、遅くとも33年4月頃から同社に正社員として入社した。

給与から厚生年金保険料が控除され始めた時期ははっきり覚えていないが、遅くとも昭和33年10月からは控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間を含め、少なくとも昭和33年4月頃にはA株式会社に入社し、勤務していたことが確認できる。

また、別の同僚は、「昭和32年4月に入社し4か月の試用期間があり、同年8月から厚生年金保険料が給与から天引きされた。」と証言しているところ、当該同僚が所持している昭和32年4月からの給料支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ており、このうちの同僚一人及び給料支払明細書を所持している同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保

険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A株式会社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年4月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と同年代の同僚の標準報酬月額、及び同僚が所持する給料支払明細書における保険料控除額から、昭和33年10月から34年9月までは9,000円、同年10月から35年3月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、確認することはできないが、申立期間のうち、適用事業所でない期間については、適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められ、また、申立期間のうち、適用事業所となっている期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年10月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月2日から34年7月1日まで
知人の紹介で、昭和31年6月2日からA株式会社に正社員として勤務していた。
入社したときから厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和31年7月1日から継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、同僚のうち一人が所持している昭和32年4月からの給料支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の複数の同僚及び別の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、このうちの一人の同僚及び給料支払明細書を所持している同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A株式会社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年4月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録、申立期間当時の申立人と同年代の同僚の標準報酬月額及び同僚が所持する給料支払明細書における保険料控除額から、32年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所であるにもかかわらず、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年6月2日から32年8月1日までの期間については、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案537

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年6月まで

私の国民年金への加入手続は、私が大学を卒業した昭和52年6月か7月頃に、母親が家の近くにあったA区の出張所で行ったと思う。

私の国民年金保険料については、母親からは、「A区役所の出張所で20歳まで遡って未納期間の国民年金保険料を一括納付した。」と聞いており、未納期間があるとは思わなかった。

私が昭和54年9月に就職した際に、母親からオレンジ色の年金手帳を渡されるまでは、母親が私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和52年6月か同年7月頃に国民年金への加入手続を行い、A区役所の出張所で20歳まで遡って未納期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び保険料の納付時期から、54年7月から同年8月の間と推認でき、その時点では、申立期間のほとんどの期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点では、申立期間の一部は過年度保険料として納付することはできたものの、母親が保険料を納付したとするA区役所の出張所では、現年度保険料しか納付できなかった上、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の納付状況について確認することができない上、

母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案538

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成2年10月まで

私は、昭和63年12月に婚姻したことを契機に国民年金保険料を納付するようになり、私の国民年金への加入手続及び保険料の口座振替手続は妻が行っていた。

申立期間における妻の国民年金保険料は、別の口座からの引き落としであるものの、納付済みとなっており、私名義の預金通帳には、申立期間の一部の保険料が引き落とされているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月の婚姻を契機に国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人が所持する預金通帳から、申立期間のうち、平成元年5月1日以降、16回にわたり、一人分の保険料が引き落とされた記載が確認できる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の第3号被保険者の事務処理年月日から、平成2年11月から同年12月の間と推認でき、その時点では、申立期間のうち、昭和63年12月から平成2年3月までの保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料を対象とする口座振替では納付することはできない。

また、オンライン記録から、申立人の申立期間のうち、平成2年4月から同年10月までの国民年金保険料納付の免除記録は、3年1月11日付けで事務処理が行われていることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料が還付された記録は無く、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該

期間の保険料は申立人の妻の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は自身の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の口座振替手続きを行っていたとする申立人の妻の記憶は曖昧であるとともに、妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案539

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年3月まで

昭和53年4月に婚姻した後、妻がA町役場で国民年金保険料を納付した際に、役場の職員から、「御主人も奥さんと同じように付加保険料を納めたほうが良いのでは。」と言われ、付加保険料納付の手続きを行い、夫婦で付加保険料を納付した。

申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月の婚姻後に、申立人の妻がA町役場の職員から勧められて付加保険料納付の手続きを行ったと主張しているが、A町の作成した国民年金被保険者名簿では、申立人は59年4月分から付加保険料納付の申出をしたことを示す「所得比例・59年4月から」の記載が確認でき、当該記録はオンラインの記録と一致している。

また、申立人は、申立期間の付加保険料は妻と一緒に納付していたと主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿から、申立期間において、申立人の妻は、定額保険料と付加保険料を納めていた場合に押される㊦印が確認できるものの、申立人は、定額保険料を納付した場合に押される㊮印しか確認できない上、同町役場が夫婦二人分の保険料を一緒に収納していながら、申立人の申立期間のみ全て誤った㊮印を押し続けたとは考え難い。

さらに、申立人は付加保険料の納付開始の手續や保険料納付に直接関与していない上、申立人の妻が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案540

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から平成8年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から平成8年7月まで
勤めていた会社を退社して間もなく、A市役所から国民年金の加入を勧奨する文書が届いたので、同市役所に出向いて国民年金の加入手続をしたことと国民年金保険料の免除申請をした記憶がある。

申立期間の国民年金保険料納付が免除されていたことを示す資料は無いが、当時同居していた父親と母親も保険料納付の免除を受けていたので、保険料納付の免除を受けていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金への加入手続を行い、申立期間については国民年金保険料納付の免除を受けていたと主張しているが、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、保険料納付の免除申請手続を行うことはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、国民年金保険料納付の免除を受けていたと主張しているが、免除申請手続についての記憶は曖昧である上、申立人が保険料納付の免除申請手続を行いながら、申立期間である162か月の記録が全て欠落するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続をしてきたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続をしていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案541

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年6月まで

私は、昭和48年11月の婚姻を契機に国民年金に加入し、A町役場から送付された納付書を持参して、同町B支所の窓口で夫婦一緒に月額3,600円から3,900円くらいの国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料を一緒に納付していた夫の保険料は納付済みとなっているので、私の保険料も納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月の婚姻を契機に国民年金に加入し、A町B支所の窓口で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、50年4月から同年12月までの間と推認でき、その時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納ができたA町では申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所（当時）の発行する納付書で納付することができたものの、申立人は、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」、「A町B支所以外で納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立人はA町で国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年度の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料月額は、当時の保険料月額と大きく相違している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 7 月 20 日まで

A株式会社、昭和 46 年 4 月 1 日から 52 年 12 月 25 日まで通年雇用で勤務していたので、空白期間があることに納得できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人の厚生年金保険の加入期間は、昭和 46 年 4 月 1 日取得から 51 年 1 月 11 日喪失まで、同年 4 月 1 日取得から 52 年 3 月 31 日喪失まで、及び同年 7 月 20 日取得から同年 12 月 25 日喪失までとなっている。

また、申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、昭和 46 年 4 月 1 日取得から 50 年 12 月 31 日離職まで、及び 51 年 4 月 1 日再取得とされているところ、申立期間当時の同僚は、「昭和 50 年 12 月末に社長より社員全員が解雇を告げられ、51 年 4 月から規模を縮小して営業を再開する旨の話があった。私は、それまでの整理のために残ることになり、4 月からの再開時の人選を命じられ、申立人を推薦した。」と証言している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、51 年 1 月 11 日に 22 人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、このうち申立人を含む 9 人が同年 4 月 1 日に再取得していることが確認できる。

さらに、A株式会社は、申立期間当時の事情について分かる者が存命していないため不明と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、

申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立人の厚生年金基金の加入記録は昭和 47 年 4 月 1 日取得から 51 年 1 月 11 日喪失までとなっていることが確認できるところ、B 厚生年金基金が保管する申立人に係る加入員台帳の加入記録と一致することから、一連の事務手続において不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立人は A 株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、昭和 51 年 4 月 1 日取得から 52 年 4 月 5 日離職までとされており、申立人から提出された雇用保険受給資格者証によると、C 公共職業安定所において同年 4 月 8 日に当該受給資格者証を交付され、同年 5 月 1 日に他の事業所に就職し、同年 5 月 4 日に再離職と記載されていることが確認できるものの、A 株式会社は、申立期間当時の事情について分かる者が存命していないため不明と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
平成 6 年 7 月 1 日から同じ事業主が運営していた A 事業所から B 協会への異動を命ぜられ、以後、同協会の職員として在籍し、現在に至っている。
年金を受給するに当たり、年金記録確認を行った際に、A 事業所から B 協会への異動を命じられた当初の 1 か月間が厚生年金保険に未加入であることに気付いた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成 6 年 7 月 1 日取得から現在まで）及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において B 協会に勤務していることが認められる上、申立人提出の給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、B 協会は、厚生年金保険法第 6 条第 1 項に定める強制適用事業所ではない事業所業態であり、個人事業所であるところ、オンライン記録によれば、平成 6 年 8 月 1 日に厚生年金保険の任意適用事業所として認可されていることが確認でき、申立期間においては、認可前の期間であるため、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

なお、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が誤って控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。